

公布された規則のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 38 号）

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年佐賀県条例第 22 号。附則第 1 条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は令和 3 年 4 月 1 日とし、同条第 1 号に掲げる規定の施行期日は令和 3 年 3 月 31 日とし、同条第 2 号に掲げる規定の施行期日は令和 4 年 1 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とし、同条第 4 号に掲げる規定の施行期日は令和 6 年 1 月 1 日とすることとした。